

事務局 長  
 医学教育部 長  
 病 院 長  
 教 務 部 長 殿  
 学 生 部 長  
 図 書 館 長  
 高等看護学院 長

防衛医科大学 校 長

### 会計機関の官職指定について（通達）

改正 平成 7年 3月31日 平成23年12月27日  
 平成 8年10月 1日 平成24年 4月 9日  
 平成10年 8月10日 平成26年 4月 1日  
 平成11年 7月 9日 平成28年 3月31日  
 平成13年 8月 1日 平成29年 4月 1日  
 平成14年 4月 1日 令和 5年 6月30日  
 平成15年 4月 1日

標記について、下記のとおり定めたので通達する。

なお、防医総主第214号（56.4.3）及び防医経主第217号（56.4.3）は、本通達の施行日をもって廃止する。

#### 記

会計機関名	指 定 官 職 名		事 務 の 範 囲
	本 官	代 理 官	
契約担当官	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課長	防衛医科大学校 事務局総務部長	1 防衛医科大学校の所掌事務 （受託研究に係る事務を除 く。）のうち、歳入の原因と なる契約に関する事務 2 防衛医科大学校の所掌事務 のうち支払いの原因を伴わ ない物件の借上契約に関する 事務
	防衛医科大学校 長		防衛医科大学校の受託研究の うち、歳入の原因となる契約に 関する事務

収入官吏	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課会計管理専 門官	防衛医科大学校 事務局企画部主 計課課長補佐	防衛医科大学校に係る歳入金 (文献複写料金を除く。)の収 納に関する事務
分任収入官吏	防衛医科大学校 図書館事務長	防衛医科大学校 図書館長	防衛医科大学校に係る歳入金 のうち、文献複写料金の収納に 関する事務
資金前渡官吏	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課課長補佐	防衛医科大学校 事務局企画部主 計課課長補佐	防衛医科大学校における給 与、旅費及び直接債権者等に対 して支払う必要のある経費を支 払うための前渡資金の出納保管 に関する事務並びに当該前渡資 金に戻入する返納金に係る債権 の管理に関する事務
歳入歳出外現金 出納官吏	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課会計管理専 門官	防衛医科大学校 事務局企画部主 計課課長補佐	防衛医科大学校に係る歳入歳 出外現金の収納保管に関する事 務
有価証券取扱主 任官	防衛医科大学校 事務局総務部経 理課課長補佐		防衛医科大学校に係る有価証 券の受払保管に関する事務
出納員	事務局総務部	総務課総務係長	学校長、副校長、総務部長及び 総務課に所属する職員に係る給 与の出納保管に関する事務
		会計監査官	主任会計監査官及び主任会計 監査官付に所属する職員の給与 の出納保管に関する事務
		経理課用度第1 係長	経理課に所属する職員に係る 給与の出納保管に関する事務
		厚生課厚生第1 係長	厚生課及び保健管理室に所属 する職員に係る給与の出納保管 に関する事務

出納員	事務局企画部	主計課総務係長	企画部長及び主計課に所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務
		企画課企画係長	企画課に所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務
		管理施設課管財係長	管理施設課に所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務
		情報システム課 情報保証専門官	情報システム課に所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務
	医学教育研修センター	事務部総務係長	研修センター長、研修センター（研修管理室を除く。）及び医学教育部に所属する職員（他の官職において支給される者を除く。）並びに医学研究科学生に係る給与の出納保管に関する事務
		研修管理室総務係長	研修管理室に所属する職員及び研修医官に係る給与の出納保管に関する事務
	学 生 部	学生課学生係長	学生部長、訓練教官及び学生課に所属する職員並びに技官候補看護学生に係る給与の出納保管に関する事務
		各学年担当訓練教官	医学科学生及び自衛官候補看護学生に係る給与の出納保管に関する事務
	図 書 館	事務室企画係長	館長及び図書館に所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務

出納員	防衛医学研究センター	事務部総務係長	研究センター長及び研究センターに所属する職員に係る給与の出納保管に関する事務
	病院事務部	病院運営課総務係長	副院長、事務部長、病院企画調整官、病院運営課及び防衛医科大学校の編制等に関する省令（昭和48年総理府令第65号）第18条に定める診療科及び中央診療施設として置かれる部又は室に所属する職員（他の官職において支給される者を除く。）に係る給与の出納保管に関する事務

**附 則**

この通達は、平成5年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成7年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成8年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成8年10月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成10年8月10日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成11年7月9日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成13年8月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成14年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成15年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成23年12月27日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成24年4月9日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成26年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、平成29年4月1日から施行する。

**附 則**

この通達は、令和5年7月1日から施行する。